

# 人獣共通感染症研究状況等調査業務委託 公募型プロポーザル実施要領

この要領は、人獣共通感染症研究状況等調査業務の委託先選定のために行う、公募型プロポーザルの実施について必要な事項を定める。

## 1 業務の目的

### (1) 業務の名称

人獣共通感染症研究状況等調査業務

### (2) 業務の目的

現在、世界中で大きな問題となっている新型コロナウイルス感染症など、動物から人に感染する人獣共通感染症の発生予防や拡大防止が、喫緊の課題となっている。

この課題に対しては、「ワンヘルスの理念」により、医学、獣医学を中心に分野を超えて取組みを進めることが重要であり、愛玩動物や野生動物も含めた調査、研究やその役割を担う拠点整備、人材育成等が求められるが、現状では必ずしも十分な体制が整備されていない。

一方で、九州は、こうした人獣共通感染症が多く確認されているアジアに近く、アジアと共通する感染症もあり、当該拠点機能を果たすにふさわしい。

以上のことから、本県では、アジアを視野に置いて、この拠点を「アジア防疫センター（仮称）」（以下「センター」という。）と位置づけ、国に対して、九州への早期設置について、機会を捉えて働きかけを行っている。

こうした中で、誘致をより具体的な段階へと進めていくためには、アジアにおける本県の特性を活かしながら、人獣共通感染症対策の拠点として実効的な役割を担えるよう、アメリカなど先進国及びアジア各国、国内の人獣共通感染症の動向を押さえた上で、センターの必要性、役割、機能等を精査し提示していく必要がある。

この様な状況に鑑み、アメリカなど先進国及びアジア各国、国内の人獣共通感染症対策と研究の状況を把握するための調査を実施し、併せて、調査結果や本県の地域性等を踏まえ、センターが人獣共通感染症対策の拠点として相応しい施設となるよう、機能・設備・研究対象・連携先機関等について提案を受けることを目的とする。

### (3) 業務内容

別添「仕様書」のとおり

### (4) 契約期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

### (5) 予算額

9,009千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする

この上限額を超える提案は無効とする。

## 2 スケジュール（予定）

- |                      |             |
|----------------------|-------------|
| (1) 公募開始             | 4月9日（金）     |
| (2) 質問書の受付期限         | 4月19日（月）17時 |
| (3) 参加申込書兼企画提案書等提出期限 | 4月21日（水）17時 |
| (4) 審査会開催            | 4月23日（金）    |
| (5) 委託業者の結果通知        | 4月26日（月）予定  |
| (6) 契約締結等の協議及び見積り依頼  | 4月末予定       |
| (7) 契約締結             | 4月末予定       |

※福岡県財務規則第159条の規定に準じ、委託業者の決定通知から原則、7日以内（県の休日を除く。）に締結するものとする。

(8) 調査報告書提出期限 6月30日(水)

※ 調査報告(国内外の人獣共通感染症の対策や研究の状況、センターのあり方の提案)を受け、県において、拠点としての施設のあり方や、住民理解促進など誘致の進め方等を検討・策定する。検討・策定にあたって、県は、年度を通して、業者から必要な助言を得る。

### 3 本プロポーザルに関する問合せ先

担当部署 福岡県保健医療介護部保健医療介護総務課  
ワンヘルス総合推進室研究等拠点誘致班  
所在地 〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7 福岡県庁2階南棟  
電話番号 092-643-3622 (直通) ファクシミリ 092-643-3241  
電子メール sano-s9958@pref.fukuoka.lg.jp  
受付時間 午前9時から午後5時まで(日曜日、土曜日、祝日を除く。)

### 4 参加資格要件

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当する者でないこと。
- (2) 福岡県競争入札参加者名簿に登録されている者であること。
- (3) 「福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱」に基づく指名停止期間中でない者
- (4) 福岡県暴力団排除条例(平成21年福岡県条例第59号)に定める暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者、破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申し立てが行われた者のいずれにも該当しないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 監督官庁より、業務停止処分又は業の免許若しくは登録の取消処分を受けていないこと。

### 5 参加条件

- (1) 2010年(平成22年)4月1日以降に、地方公共団体、国(独立行政法人等含む)又はその他の公的機関による調査業務を受託し、完了した実績を有する者であること。
- (2) 過去に、(1)の業務に従事し、完了した実績を有する者を1名以上配置できること。
- (3) 本業務を的確に遂行する能力と体制を有し、かつ業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
- (4) 応募は、1者による単独提案とすること。

### 6 応募手続等

- (1) 企画提案書作成等に関する質疑応答
  - ① 質問書の提出方法  
質問がある場合は、質問書(様式第1号)を電子メールにより提出すること。提出後は、必ず電子メールを送付した旨を電話で連絡すること。  
電子メール [sano-s9958@pref.fukuoka.lg.jp](mailto:sano-s9958@pref.fukuoka.lg.jp)  
電話、FAXによる質問は受け付けない。
  - ② 質問提出期限  
令和3年4月19日(月)17時まで(必着)

- ③ 質問への回答  
質問及び回答は、質問者名を伏せて福岡県ホームページに掲載する。  
企画提案書の提出期限までに随時回答する。  
なお、公平性の確保、公正な選考を妨げるおそれがある質問には回答できない。
- ④ 説明会は行わない

## (2) 参加申込書兼企画提案書の提出

プロポーザルへの参加に当たっては、以下の書類を期限内に提出すること。

- ① 提出書類  
『参加申込書兼企画提案書等作成要領』に基づく提出書類
- ② 提出期限  
令和3年4月21日(水) 17時まで(必着)
- ③ 受付時間  
午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日、祝日を除く。)
- ④ 提出方法  
郵送又は持参により提出すること。郵送は書留郵便かこれに準ずる信書便とする。  
郵送により受理した場合、その旨の連絡を県担当者より行う。
- ⑤ 提出場所  
福岡県保健医療介護部保健医療介護総務課  
ワンヘルス総合推進室研究等拠点誘致班  
〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7 福岡県庁2階 南棟

## (4) 企画提案書の無効

次のいずれかに該当する企画提案書等は無効とする。ただし、正当な理由があると認められる場合についてはこの限りでない。

- ア 提出期限を過ぎて提出されたもの
- イ 参加資格要件を満たさない者が提出したもの又は虚偽の記載がなされたもの
- ウ 企画提案書等作成要領に示す要件を満たしていないもの

## (5) 提案者の失格

審査委員に対し、プロポーザル選考に関し働きかけを行った者、その他審査の公平性を著しく欠く行為を行った者は、失格とする。

## (6) その他留意事項

- ア 応募は、1者につき1件とする。
- イ 提出期限以降の企画提案書の差し替えや追加はできない。
- ウ 企画提案書等に係る個別事項に疑義がある場合は、県から質問することがある。
- エ この実施要領に示された条件に適合しない企画提案書は、無効とする場合がある。
- オ 業務の一部再委託を行う場合や外部の協力を得る場合は、企画提案書等作成要領の「⑦業務実施体制」でその内容を明らかにすること。
- カ 企画提案書に記載した配置予定者は本業務が終了するまで原則として変更できない。ただし、病気、死亡、退職等のやむを得ない理由による場合は、県の上承を得た上で、同等以上の実績、能力を有する者に代えることができる。
- キ 参加申込書の提出後に参加を取り下げる場合、又は企画提案書の提出後に参加を取り下げる場合は、いずれも遅滞なく、その理由を記載した取下届(様式任意)を県へ提出すること。なお、これを理由として何ら不利益な扱いを

受けることはない。

## 7 審査の方法

審査会を開催し、企画提案書及びプレゼンテーションの内容を審査票により審査し、最も高評価を得た提案を行った業者を選定する。

### (1) 審査会の実施

#### ① 審査会開催日

令和3年4月23日（金）

なお、プレゼンテーションは企画提案書を基に実施すること。

#### ② 開催方法

福岡県庁において提案者による企画提案のプレゼンテーションを実施する（オンライン開催になる可能性もある）。詳細は提案者に追って連絡する。

### (2) 審査員

審査員は次の職員とする。なお、審査委員長は福岡県保健医療介護部医監とする。

福岡県保健医療介護部医監
福岡県保健医療介護部ワンヘルス総合推進室長
福岡県保健医療介護部食の安全総合調整監兼生活衛生課長
福岡県環境部自然環境課長
福岡県農林水産部畜産課長
福岡県獣医師会
福岡県医師会

### (3) その他留意事項

ア 提案が1者であっても、審査会を開催する。

イ 提案が多数の場合は、提出された企画提案書等について、「8 評価方法」の①、②、③をもとに事務局で書類選考を行い、その結果を提案者全員に電子メールにて通知する。

## 8 評価方法

次表の評価項目ごとに評価を行い、配点内の点数を付け、その合計点を提案者の得点とする。

評価項目	評価内容（評価の視点）	配点
①方針	業務内容の理解度、基本的考え方や取組方針の妥当性、重視する点や配慮すべき事項の適格性等	10点
②体制	配置予定者の業務実績の有無、及び業務遂行可能な組織体制か。	5点
③計画	受託から履行完了までのスケジュールが具体的に記載され、かつ業務遂行可能か。	5点
④調査能力	提示する調査項目に対して、期待する回答が得られるか。	15点
⑤提案力（機能、施設、設備、研究対象、連携先機関等）	調査項目をまとめ、「アジア防疫センター（仮称）」の機能、設備、研究対象、連携先機関等について具体的に提案できるか。	15点
合計		50点

## 9 選定方法

- (1) 審査会委員の合計点を集計し、その集計点数で最も高い得点を得た企画提案書から順位付けする。
- (2) 最高得点を獲得した者を最優秀提案者として選定する。
- (3) 最高得点が高点の場合は、業務実績、提案内容等を比較し、審査会委員の合議によって最優秀提案者の選定を行う。
- (4) 提案者が1者のみの場合は、審査委員の点数を集計し、審査会で協議の上、受託候補者とするものの可否について決定する。

## 10 審査結果の通知、公表

- (1) 審査結果を提案者全員に書面で通知し、その概要を福岡県ホームページで公表する。
- (2) 審査の経緯は公表しない。また、審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

## 11 契約の締結

- (1) 最優秀提案者と速やかに契約の協議を行い、随意契約を締結する。なお、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲での内容変更協議を含み、協議の結果、仕様書を修正する場合がある。
- (2) 契約が成立しなかったときは、次点提案者と契約締結の協議を行う。それでも契約が整わない場合は、審査会と協議の上、方針を決定する。

## 12 委託料の支払い

県は、受託者から請求があった場合、成果品の検査及び業務履行実績を確認し、委託料を支払うものとする。

## 13 契約保証金

契約にあたっては、福岡県財務規則第 169 条の規定により、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金又はこれに代わる担保を県に納付又は提供すること。提供された契約保証金又はこれに代わる担保は、当該契約が良好に履行されたと確認された場合に還付する。ただし、下記のいずれかに該当する場合は、これを免除する。

ア 受託者が保険会社との間に、県を被保険者とする履行保証保険契約（保証金額は契約金額の 100 分の 10 以上であること）を締結したとき。

イ 受託者が、福岡県の入札参加資格を有する場合において、過去 2 年の間に本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上締結し、これをすべて誠実に履行し、かつ契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。（このことを証する発注者の証明を提出したとき、又は契約書の写しに発注者が契約の適正な履行完了を認めた書類の写しを添付したとき。）

## 14 その他

- (1) 応募書類の提出、契約その他の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提出された書類は、企画案の選定のみを使用する。なお、情報公開請求を受けた場合は、福岡県情報公開条例（平成 13 年福岡県条例第 5 号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、開示の対象となる。
- (3) 応募に係る経費は、全て応募者負担とする。
- (4) 参加申込書、質問書及び企画提案書の提出が提出期限を過ぎた場合は受け付けない。
- (5) 提出された書類等は返却しないものとする。

- (6) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、参加申込書及び企画提案書を無効とする。
- (7) 個々具体的な選定理由等は非公開とする。
- (8) 企画提案書等に係る著作権は提案者に帰属する。ただし、県は、本プロポーザル結果の報告、公表等に必要な場合には、提案者の承諾を得ずに提案書の内容を無償で使用できるものとする。
- (9) 審査会選定後に契約を辞退する場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。
- (10) 受託者決定後、受託の辞退等で契約締結に至らなかった場合は、審査において次点となった者と契約を締結する。
- (11) 契約締結の際に、所定の様式の暴力団排除に関する誓約書を提出するものとする。
- (12) この要領に定めるもののほか、本プロポーザルの実施に際し必要な事項は、福岡県が別に定める。